

緊急事態宣言の発令に伴う失業認定日の取扱いについて

緊急事態宣言発令期間中に失業認定日が指定されている受給者の方については、原則、郵送による失業認定を行います。

なお、緊急事態宣言解除後は、高齢であること、基礎疾患を有すること、妊娠中であることを理由に感染予防等の観点から郵送による認定を希望される受給者の方のみ、郵送による証明認定が可能ですのでご注意ください。

【送っていただくもの】

- ①受給資格者証 ②失業認定申告書 ③返信用封筒

【失業認定申告書の記入についての注意事項】

- 1 認定の処理により初めて支払いが行われます。「受給資格者のしおり」に記載されている失業認定申告書の書き方をご確認いただき、記入もれ等がないようご注意ください。
- 2 失業認定申告書の備考欄に、「**新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難**」とご記入下さい。（緊急事態宣言解除後は、「**高齢であるため、**」もしくは「**基礎疾患を有するため、**」もしくは「**妊娠中であるため、**」と理由を記入のうえ、「**新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難**」とご記入下さい。）
- 3 記載内容について、お電話等で確認させていただくことがありますので、備考欄に「**日中連絡がつく電話番号**」をご記入ください。
- 4 感染予防等のために求職活動ができなかった場合には、3欄の(イ)に○をつけ、「**新型コロナウイルス感染症の感染防止のため求職活動が行えなかった**」とご記入ください。（緊急事態宣言解除後は、「**高齢であるため、**」もしくは「**基礎疾患を有するため、**」もしくは「**妊娠中であるため、**」と理由を記入のうえ、「**新型コロナウイルス感染症の感染防止のため求職活動が行えなかった**」とご記入ください。）
- 5 日付は指定された認定日の日付を記入していただき、認定日の前日までの失業状態についてご記入のうえ、郵送して下さい。認定日の翌日から起算して7日以内の消印が有効です。なお、7日を超えた消印の場合は、認定できませんのでご注意下さい。

郵送の場合、認定申告書の不備がないことを確認したうえで認定の処理を行いますので、振込みまでにお時間を要することがあります。郵送事故防止のため、特定記録郵便等をご利用ください。

※新型コロナウイルス感染拡大等の状況により、取扱いが変更になる場合があります。

現在指定されている失業認定日に来所いただき、または次回認定日の前日までに認定日を変更してご来所いただき、失業の認定を行うことも可能です。ご来所される際は、マスク着用等、感染予防対策をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、受給しているハローワークまでお問い合わせください。
(平日8:30~17:15)

